

○柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の懲戒処分等に係る昇給に関する運用要綱

令和 7 年 11 月 25 日
組合訓令第 50 号

(準用規程)

第 1 条 本組合職員の懲戒処分等に係る昇給に関する運用要綱については、美咲町職員の懲戒処分等に係る昇給に関する運用要綱(令和 5 年美咲町訓令第 3 号)を準用する。この場合において、同規則中「町長」を「管理者」に読み替えるほか、必要な技術的読み替えについては、管理者が別に定める。

附 則(令和 7 年 11 月 25 日組合訓令第 50 号)

この訓令は、公布の日から施行する。